

<原著>

「オルテガの平和論—ヨーロッパ合衆国による世界平和—」

長谷川高生

Ortega's View of Peace - World's Peace ruled by the United States of Europe -
Kosei HASEGAWA

*In this paper, I try to study the View of Peace of José Oretga y Gasset. In my former paper, " Ortega's View of War", I could see that Ortega considered the war in general the means which men invented in order to resolve various conflicts, and that his view of war developed from a legal level to a civilizational one. His view of war on the civilizational level led to the view of peace that world's peace should be ruled by the United States of Europe planned by Ortega. The pluralism of the nation-states of Europe, as it is, constitutes the Super-national Unity of Europe. Here we can find the principles of margin and elasticity.

Key words : pacifism, dynamic law, principles of margin and elasticity, rule, United States of Europe
平和主義、動的な法、余裕と弾力性の原則、支配、ヨーロッパ合衆国

I まえがき

オルテガの平和論は、彼の構想するヨーロッパ超国民国家 (la Supernación Europea)、すなわちヨーロッパ合衆国 (los Estados Unidos de Europa) による世界平和に帰結する。筆者は先の拙論「オルテガの戦争論—法的次元から文明論的次元へ—」においてオルテガの戦争論は最終的には戦争を「ある種の利害衝突を解決すべく人間が考案した手段」(un medio que habían inventado los hombres para solventar ciertos conflictos)¹⁾ とみなす法的レベルでの解決を採用したと結論したが、戦争論と対をなすオルテガの平和論では彼の歴史的理性の哲学的主張から、世界をいかにして実効的に指導・支配するか、その現

実的な態様が追求された結果、当然の論理的帰結として、世界歴史におけるエリート民族たるヨーロッパの統合による世界平和という文明論レベルの解決が選択されるに至ったと考えている。以下、オルテガの平和に向けての構想を検討してみよう。

II 戦争論のポイント

(1) 「戦争の天才とドイツ人の戦争」

まず1917年に刊行された論文「戦争の天才とドイツ人の戦争」における、オルテガの戦争のついでの見解の主なポイントを以下に挙げておこう。オルテガは1915年公表されたシェーラーの同名の論文で主張された戦争論を批判的に検討することによっ

て、以下の論点を提示したのである。それらの諸論点は、戦争の暴力的事実、戦争の権利、戦争の教養ある解決、戦争の正義、法的規範の合理的・文化的明白さ、戦争の法、国際法の破綻、復讐に潜む正義を救い上げる理屈の通った法、われわれの法とは全く無縁の法概念の彫琢、法的主体としての国家の歴史的な性格、既得権益、戦争における宗教的独断論の拒否、力の権利・強者の承認などであるが、オルテガはこれらの諸論点を羅列するだけで、この論文の段階では法的次元の戦争解決に留まっているようである。そこでこれらの諸論点から、戦争に関するオルテガのおもな主張を抽出すると、①戦争の暴力的事実、②戦争は暴力を許された精神力であること、すなわち戦争する権利があること、戦争する正義が承認されること、③それゆえ戦争には教養ある解決が要求されること、④そのためには、法的規範の合理的・文化的明白さが必要とされること、⑤それゆえ戦争するに際しての法が必要とされること、⑥戦争は国際紛争解決のための最終手段・最終審判であること、⑦国際法の破綻した現状においては、復讐に潜む正義を救い上げる理屈の通った法のような、われわれの法とは全く無縁の法概念の彫琢が必要であること、⑧その際、法的主体としての国家の歴史的な性格と既得権益が考慮に入れられること、⑨戦争において宗教的独断論に陥ることなく、力の権利を認め、強者を承認すること、すなわち強者であるという形而下の事実が特定の権利をもたらすことを認めること、などが挙げられよう²⁾。

オルテガはこれらの主張を M. シューラーの戦争論を論評しつつ提示しているのであるが、結局オルテガはこの論文で、戦争の事実に暴力性を踏まえ、戦争というも

のは暴力が許された精神力であり、それゆえ戦争にも「正義」が歴然と内在するのであり、その正義の戦争を回避するためには、戦争の法を構想するしかないと主張し、国際法が破綻した現代の状況では、今後の戦争の法の創造はわれわれの法とは全く無縁の法概念を彫琢し、国際紛争解決のための最終手段としての戦争を規定する「新しい法」を、法的主体としての国家の歴史的な性格やその既得権益、強者の権利・力の権利を承認した上で、構築すべきであると示唆しているであろう。

(2) 「平和主義をめぐる ...」

そしてオルテガは1937年に公刊された論文「平和主義をめぐる ...」の冒頭部分において、彼の戦争論の一応の帰結点を以下のように要約している。

① まずオルテガによれば、「戦争は本能的なものではなく、人間の考え出したもの」である。だから動物世界に戦争はない。それは「学問や統治とまったく同様、疑いもなく人間的制度」であり、しかも、「あらゆる文明の基礎となった最も重要な発見、すなわち規律の発見をもたらした」のである。オルテガの見るところ、もし「戦争が天才的な、しかも恐るべき生の一つの技術、生に奉仕する一技術たること」を思い浮かべることができなければ、「もはや平和主義には未来がない。それは、目標のない単なる夢見三昧と化してしまうだろう」と彼は予見するのである³⁾。

② さらにオルテガは、「すべての歴史的な形成物がそうであるように、戦争もまた二つの相をもっている。考案時の相と克服時の相である」と言っている。「考案された当初にあっては、戦争は測り知れぬほどの進歩を意味」していた。しかし

「戦争を克服せんとしている今日、私たちは嘔吐を催させるようなその裏面—残虐、野蛮、欠陥といった点ばかりを見ている」。オルテガが忠告するところ、「人間に関わるすべての事柄を二重のパースペクティブで見ることに慣れる必要がある」。「やってくる時に現れる相」と、「去り行く時に特徴的な今一つの相」のもとに眺める必要があるのである。ローマ人たちはこの二つの瞬間を清めるため実に気のきいた方法で「二体の神、アデオナとアベオナ〔Adeona、Abeona、古代人たちはこれらの神が動詞 adire「来る」、abire「行く」に由来すると信じていた）、つまり来る神と行く神」を呼び招いたのである⁴⁾。

- ③ それゆえオルテガは、「戦争とはある種の利害衝突を解決すべく人間が考案した手段」(un medio que habían inventado los hombres para solventar ciertos conflictos) であると言明するのである。彼によれば、「戦争の放棄は、世の中からこれら利害の衝突を取り除くわけではない」。むしろ逆に、葛藤はこれまで以上にもつれあったまま残っているのだ。情熱の不在、一人として例外なきすべての人間の平和への意志、そうしたものも結局はいっさいの効力を失ってしまうだろう。なぜなら、上で述べた「利害の葛藤が、なんとしても解決を求めてくる」からである。そしてオルテガは「他の良き手段が見出されぬかぎり、戦争は平和主義者のみが住まうこの想像上の地球のうえに容赦なく甦ってくる」だろう、と予言するのである⁵⁾。

Ⅲ 平和に向けての考察 —法的次元から文明論的次元へ—

以上のように戦争論を展開したオルテガはまず、法的次元で平和論を構築しようとする。ここでは上記の「平和主義をめぐって...」からオルテガの平和に関する見解を検討してみよう。

(1) 法的次元

まずオルテガが取り上げる「平和主義」とは何か。それは「イギリス政府とその世論が二十年来信奉してきた、あの特殊な平和主義〔第一次世界大戦以降マクドナルド、ことにポートウィン内閣が取り続けてきた平和主義外交。イギリス世論も幾度かの平和投票により平和への意志を明確に示していた〕」を言うのである。しかもこの平和主義は、「一つの単語で実に多くの、しかもかなり違った精神的態度を表現」しており、「それらの態度相互間の隔たりは著しく、実践の局面では完全な対立関係に立つことさえある」ほどなのである。事実、《そもそも戦争の廃棄はどの程度まで可能なのか》、あるいは、《かくも争い事の好きなわが地球上に平和を打ち立てるにはいかなる手段が必要か》などの問いかけに関しても、「平和主義には多種多様な形態があり、そのうえ唯一の共通点なるものがまたきわめて曖昧」で、なんとか成立しているその共通項とは「戦争は悪だ、とする確信」、「戦争が人間間の一交渉形式たることを拒み、それを廃棄せんとする努力」ということになっているのである。こうした平和主義に対してオルテガは、「イギリス平和主義の挫折。これはあまりにもよく知られた事実である。そしてこの事実はまた、当の平和主義が誤りであったことをも意味している」と明言している⁶⁾。

- ① まずオルテガは、「平和への意志が平和主義における決定的ファクターでない」と言う。彼によれば、「平和主義という言葉は、善意を表現するための単なる一つの名称であってはならない」のであり、それは「人と人との間のさまざまな新しい交渉形式、交渉体系を意味するものでなければならない」のである。それゆえ、「平和主義がいまだに安易でプラトニックな願望の形成物のままであって、さまざまな新しい方法の多面的結合体になっていないとするならば、そのかぎりでは人は平和主義にさして有益なものを期待することはできない」と主張する。
- ② オルテガによれば、「平和の領域には、たとえば法が人と人との交渉形式になるという一事が入っている」のである。そこでオルテガは法が成立・存続するための、次のような3条件を提示する。(1)特殊な天性をもつ人間がしかるべき法理念、もしくは法原則を案出すること。(2)この法理念が当該の人間共同体（私たちの場合、少なくともイギリスの南太平洋領を含めた欧米諸国すべてということになるだろう）のなかに十分宣伝されること。(3)このような流布により、当理念が最終的に世論のなかに確たる地歩を占めること。以上の3条件が満たされて初めて私たちは言葉の十全なる意味において、法、つまり有効な規範を云々しうるのである。オルテガの見るところ、「そのさい立法者や裁判官が存在しなくとも一向に差し障りはない」のである。「なぜなら右の理念は、いったんそれが本当に人心を支配する地位に就けば、人間の振舞いの問題につき判断を仰ぐ場において不可欠のものとなるからであり、そしてまさにこの点にこそ、法の本質が存する」からである⁷⁾。
- ③ しかし、オルテガに言わせれば、「戦争を招来せずにはいない諸々の事実と取り組むような法は、現在のところまだ存在していない」。それは「まだ思想家の頭のなかで理念とか純理論的思念とかの形でさえおよそ誕生していない」のである。オルテガの見るところ、「国際法なるもの」も「理論においてさえ存在していない」し、「国際法廷の意義」も「今までのところ、目に見える姿を取ったという点に尽きてしまっている」し、「国際連盟創設」も「『根本的な』という形容詞を冠してもよいほどの誤り、根本的な歴史的誤りだったのである」。「国際連盟は、実在せぬ法のために創り出された巨大な司法機構であった」し、その「法の支配しない空間は、欺瞞的なやり方で旧来の外交政治によって埋められ」、「自らを法と僭称したこの外交政治は、それによって道義の退廃という一般的風潮に力を貸すこととなった」のである⁸⁾。
- ④ それゆえ、オルテガは「新しいタイプの法」の創出を企図するのである。ただ「こうした法の創出」は、「それと分かち難く結びついている平和そのものと同じほど困難な課題なのである」。しかしオルテガは、「とはいえ非ユークリッド幾何学、四次元物理学、そして不連続体力学の発明を体験した私たちの時代は、自信をもってこのような企てを見やることができ、何の気遣いもなく実現に向けて決意することができる」のであり、「新しい国際法というこの問題は、ある点においてはこれら最新の学問的業績と同じ方向にある」と言っている⁹⁾。
- ⑤ オルテガの洞察によれば、「法はつまり静的な〔estático〕性質をもっており、

それゆえ法の最も重要な道具が Estado (国家) と呼ばれるのも偶然ではない。これまで人は、「条約締結当時の事情に重大な変更が生じないかぎり (rebus sic stantibus)」という付帯条件によって限定されないような法規定の制定に一度たりとも成功したことがない。人間に関する事柄は決して常なるもの [res etantes] ではなく、それと正反対であることは明白な事実である。彼に言わせれば、「歴史的な事柄とはすなわち運動であり、絶えざる変転」であり、「伝統的な法は硬直した実在に対する規定以外の何物でもない」のである¹⁰⁾。

- ⑥ そこでオルテガは、こうした変転極まりない歴史的現実に対するに、「人間が必要とする法は、歴史の移り変わりに付き従うことのできるダイナミックで柔軟で、動きの中にある法 (un derecho dinámico, un derecho plástico y en movimiento, capaz de acompañar a la historia en sus metamorfosis) ではなくてはならない」と主張するのである。オルテガの観察するところ、「六十年以上もまえから法は一民法も公法も含めて—こうした方向へと発展しつつある」。一例として、「現代のほとんどすべての憲法が『開放型』へと向かっている事実を挙げ」、そこには「動的な法 (derecho semoviente) を目指す努力が現れている」と言うのである。そしてオルテガは「この点において最も実り多いと考える試み」として、「わが地球上に存在する最も進んだ法構成体、すなわち英連邦 [The British Commonwealth of Nations] を徹底的に分析し、その本質の正確な定義に取りかかること、すなわち当構成体のなかに無言で潜んでいる

理論を取り出すこと」を推奨する。この不思議な法構成体は、一九二六年にバルフォア [一八四八～一九三〇年] が言い表した原則「世界帝国の問題においては改良 [refining]、議論 [discussing] もしくは定義 [defining] をご法度とせねばならない」に基づいており、またオーステン・チェンバレン卿 [一八六三～一九三七年] が一九二六年九月十二日の歴史的演説で述べた、「余裕と弾力性のプリンシプル」(el principio 《del margen y de la elasticidad》) に基づいているのである。オルテガは「弾力性は柔軟な法の前条件であり、また、法に余裕を認めるのは、それによって法が動的になりうると予想される」から、「これら二つの特徴を逃げ道ないし欠陥と解さずに、法の積極的な質と捉えるならば、有用なパースペクティブが開けてくる」と言うのである。彼によれば、「新しいタイプの法」を「産み出す能力は英国法の伝統のなかにあらかじめ最もよく形成されているのである」。こうした「イギリス特有の法律観は、そもそも英国的思考様式の一つの現れ」にほかならず、そこには、おそらくは、「アルベルト・アインシュタインの〈基準軟体動物〉Moluscos de referencia」あるいは「イギリスのニュートン主義」のごとき、「すべての動かぬもの、物質的なものを、純粹な動力学と解釈し、静的で固定した事物ばかりが存在すると思えるところに、力、運動、そして機能を見る」という「西洋の精神的課題と見なさるべきもの」が「最も気高く最も真正な姿で表現されている」のである¹¹⁾。

(2) 文明論的次元

上述したようにオルテガは、彼の平和

論の中核に人間同士の交渉形式の一つである法的形態の新しい有り方、「歴史の移り変わりに付き従うことのできるダイナミックで柔軟で、動きの中にある法 (un derecho dinámico, un derecho plástico y en movimiento, capaz de acompañar a la historia en sus metamorfosis)」、「動的な法 (derecho semoviente)」に求めた。その最高の例証として「英連邦 [The British Commonwealth of Nations]」を挙げ、これがオーステン・チェンバレン卿[一八六三～一九三七年]が演説で述べた、「余裕と弾力性のプリンシプル」(el principio 《del margen y de la elasticidad》)に基づいていると指摘したのである。かくして、「平和主義をめぐって...」における以上のごとき陳述のあとオルテガは、いよいよヨーロッパ統合に帰結する文明論的な平和論に言及していく。

- ① まずオルテガは「本来の平和主義」とは「人間の共同生活の、平和と呼ばれるこれまでとは違った一形式を構築することに本質がある」とはっきりと言明している。そして「このことは、数多くの新しい様々な方法を案出し、実践することを意味している。なかんずく必要なのは新しい法技術であって、さしあたりこれに基づいて世界における権力配分のしかるべき原則を見出さなければならない」と言っているのである。しかも「法とは単なる一つの理念からだけでなく、他の実に多くの要素から構成されている」と付け加えている¹²⁾。
- ② そしてオルテガは「『国際法』という呼び名」は、「諸民族のあいだに」、「一つの社会的真空地帯に住まいする法」を思い起こさせ、「諸国民が社会的真空地帯に集合し、一つの契約を結んで一つの

新しい社会を作り上げよう」という幻想を作り上げ、そして「この社会が、言葉の魔術のおかげで諸国民の社会となるよう」に見せかけると言っている。彼に言わせれば、「一つの契約に基づく社会」は、「民法で言われる意味でのみ」の「社会」、つまり「それは結社」である。しかし「そうした結社が法現実として存在しうるのは、すでに民法が通用している領域から生まれてきた場合に限られ」、「契約によって基礎づけられた社会の生まれる領域はしかし、すでに存在している別の社会である。それは契約に基づく創造物などではなく、古くからの伝統的共同生活の成果なのである」。この古くからの社会こそが、「単なる結社だけではない」「真の社会」なのである。

- ③ そこでオルテガは現代の国際法の不備を指摘するべく、「もし人が国際法を云々したときには、確かな道を行くためこの人に、法の先在的な担い手たる社会のことをつねに問うべし、と勧めてみたい」と言うのである。彼に言わせれば、「法は、しきたりや習慣とまったく同じように、その土台として一つのまとまった人間の共同生活を必要とする」のであり、法は「このしきたりや習慣の、年こそ若いが、よりエネルギーッシュな弟分」なのである。「真の社会の存在を示す最も確かな徴(しるし)は、さしあたり一つの法要素の存在以外にはありえない」のである。また彼の言うところ、「社会が非常に進んだ発展段階に到達したときに初めて、その内部に国家機構が発生する」ことがあるが、「法は国家とその立法活動がなくともやはり存在するのである」¹³⁾。
- ④ そしてオルテガは、こうした社会の例証として「全ヨーロッパ人の生活共同

体」を挙げる。この「全ヨーロッパ共同体のまとまりの度合は、ヨーロッパ国家と自称する個々の社会が十六世紀以降に自らの内部で育んできたそれと比べればたしかに劣っている」。「全体としてのヨーロッパは、イギリスないしフランスといった個々の国よりも結び付きのゆるい社会」であるが、「前者が實際上社会の性質を有している」ことも事実である。オルテガは「この共同体がそもそもの発祥の時以来、とはつまりローマ帝国崩壊以来、実際にあった姿を具象的に説明しよう」とする。彼は、「安定した持続的共同生活」が存在するとすれば、そこには「すぐれて〔par excellence〕社会的ファクターが、つまり習慣がおのずと形成されているはず」と言う。すなわちそこには「思考の習慣」である「世論」、「生活実践の習慣」たる「しきたり」、「人間の行動を規制する習慣」である「モラル」、「人間の行動に命令権を行使する習慣」たる「法」などが存在すると言うのである。これらの「習慣の一般的特徴とは、それが精神的、情緒的ないし物理的行動の規範として個々の人間に一望むと望まざるにかかわらず一押し付けられる点」であり、「習慣に抵抗するのは自由だが、そのためには身の危険を覚悟しなければならない」ことである。そしてまさしくこうした形の抵抗こそが、「習慣」とは「人を強制する現実的な力である」ことを、すなわち「それが『通用性』(vigencia)と呼ばれるものを所有している」ことを証明しているのである。それゆえオルテガは「社会とは、一般に通用する考え方や価値体系に自ら服していると意識した個々人から成る結合体である」と言っている。それゆえまた、「社会が存在する

ためには」、「何らかの係争が生じたとき最終的審判を仰ぐことのできる、実際に通用する世界観」が必要となるのである。

オルテガの洞察するところ、「ヨーロッパはつねに、絶対的な国境線や遮蔽物などのない一なる社会的空間であった。集団全体に通用し、つねに変わらぬ共通の基本的信念や価値尺度を一度として欠いたことがなかったし、しかもこれらが社会的なるものの本質をなす、あの独特な強制力を備えていたからである。ヨーロッパ社会の方がヨーロッパ諸国より前に存在していた、前者こそがこれらの諸国を産み、成長させた母胎であった」のである。オルテガの提示する比喩によれば、「西洋諸国、西洋の複数の民族は、もぐり人形〔水を入れた細い瓶の中へ浮いたり沈んだりする人形を入れて、圧力伝達の実験に用いる〕のごとくヨーロッパという統一的な社会空間に浮かんでおり、「この中でこそそれらは生き、活動し存在する」のである。そしてこのヨーロッパという社会空間のなかで起こってきたこととしてオルテガは、「社会的まとまりの指標がたえず揺れ動く運命にあること」、「時としてそれが、ヨーロッパのラディカルな分裂を危ぶまねばならぬほど低い位置にまで落ち込んだことのあること」、そして、「それぞれの時代に分与された平和の量がその都度その都度のまとまりの度合に直結していたこと」などを挙げている¹⁴⁾。

⑤ オルテガ自身の歴史哲学からすれば、「歴史的事実、ないし、もっと日常的に表現するなら、人間世界の中に生じるもの、それは個々の出来事の無差別な積み重ねではなく、精密かつ判然たる解剖学的構造をもって」おり、「歴史的事実は、

一つの構造、一つの組織をそれ自体としてもっているこの世における唯一のものなのである。「物理学上の諸現象」は「関連性のない個々の事実であって、物理学者があとから想像上の秩序を案出せねばならぬ体のもの」であるのに対して、「歴史的事実がもつ解剖学的構造はしかし、あくまで研究さるべき対象であって」、「もし人がこれを正確に窮めたなら、歴史という身体の内部の病巣のありか、もしくは層をかなり確実に見出すことが可能になる」ほどのものなのである。そこでオルテガが解剖し診断する歴史解釈によれば、「世界にはかつて」、「ヨーロッパ社会」という「一つのきわめて広大で力強い人間社会が存在した」。「社会としてそれは、一定の最高判断基準、つまりヨーロッパの精神的、道徳的クレドの権能に自らの存在を負う一つの基本秩序の上に成り立っていた。表面上いかに混乱が生じようとも、ヨーロッパ世界の内部に働き続けていたこの秩序は、幾世代にもわたって地球上の他の大陸に光を注ぎ、これらの世界に多かれ少なかれ一吸収し得る能力に応じて一秩序をもたらしたのであった」。しかし、現代においては、「ヨーロッパは今日それぞれ別個の生を営むようになった」のである。すなわち、近年においては、「ヨーロッパには人が立ち返ることのできる有効な共同生活の原理が欠けている」のである。「法は社会の自然な働きの所産であり、社会はしかしさまざまな共通の判断基準に基づく共同生活」なのだが、「現時点にあってはまさにこの判断基準が、従来のヨーロッパ史の歩みにたえてなかったほど欠落している」のである。しかしオルテガの見るところ、ヨーロッパの「現代の病

はディオクレティアヌス〔在位二四〇～三一六年〕あるいは両セウエルス〔ルキウス・セプティミウス一四六～二一一年およびマルクス・アウレリウス二二一～一八〇年〕の時代以来西洋が経験してきた病気のうちで最も重症」なのだが、「それは不治の病というのではない」のである¹⁵⁾。実際は、「ヨーロッパ諸国は、すでに超国家的統一にきわめて接近しているかに思えたまさにそのときに、突然殻のなかに閉じこもって」しまい、「たがいに自らの存在を密閉しあって」、「国境が潜水器の壁の気密性にも劣らぬほど絶対的な隔壁に変じてしまった」。こうした状況に対して、オルテガは上述のごとき、国際法における「新しい法技術の必要」と、「新しい国際交流の技術」を要求するのである。因みに彼は後者の例として、「ある個人が他の個人についてあえて意見を述べるとき、用心のためのさまざまな掟を守るように教育されている」イギリスにおける「エチケットという法」、「良き礼儀作法」の存在を挙げている¹⁶⁾。

- ⑥ かくしてオルテガはおそらく前者の新しい法技術を必要とするものとして、世界の安定した平和な国際的秩序の達成に向けて、以前に試みられた「国際連盟」のごとき「非歴史的制度」を頼みとせず¹⁷⁾、「より進んだ形の全ヨーロッパ的共同生活を実現しよう」するのである。「この共同生活の形式は、ヨーロッパ統一を目指す法的、政治的組織造りの道程における一つの進歩を意味するもの」であり、この構想によれば、「ヨーロッパは国際的ではなく、超国家」となり、「ヨーロッパ諸国民の形成を促したあの同じインスピレーションは地下で活動し続け、

珊瑚礁のごとくゆっくりと沈黙のうちに成長を続けている」のである。「すさまじいナショナリズムの時代を経過して初めて、具体的かつ完全なヨーロッパの統一は達成される」のである。「一つの転向点に到達した」「ヨーロッパ諸民族」が向かう「ヨーロッパ統合」においては、「諸国民がたがいに平均化されるのではない。起伏に富んだヨーロッパの多種多様な姿がそっくりそのまま残される、といった具合に統合」されるのである。オルテガによれば、「ヨーロッパというこの私の理念は、愚かしい国際主義とは反対の符号を帯びている。ヨーロッパは国際〔Inter-Nation〕ではないし、将来も決してそうではない」、「なぜなら明快な歴史概念をもとにして考えてみると、国際とは、つまり国と国との間とは、空白を、真空地帯を、無を意味しているからである」¹⁸⁾。

- ⑦ こうしてオルテガは、おそらく、上述の「余裕と弾力性のプリンシプル」の要請を「全ヨーロッパ人の生活共同体」(sociedad general europea)にも求めるのである。というのは、オルテガの洞察によれば、「考えられるすべての平和の可能性は、全ヨーロッパ社会が存在するか否か、という一点にかかっているからである」。彼は「もしヨーロッパが諸国民のたんなる雑居体でしかないのなら」、「平和愛好者たちは最後の望みを葬り去るがよい」と言うのである。なぜなら、「独立した社会と社会とのあいだに真の平和は存在しないからである。私たちが一般に広く平和と呼んでいるもの、実のところそれは、最小限に抑えられてはいるものの、潜在的交戦状態以外の何物でもない」からである¹⁹⁾。

Ⅳ 平和のための構想—ヨーロッパ合衆国による支配—

以上のようにオルテガは、彼の法的・文明的次元の平和論の帰結点として、ヨーロッパ合衆国による世界平和を構想した。オルテガは1930年公刊の『大衆の反逆』の第1部1～13章では現代の大衆社会状況や大衆人の心理構造を分析したが、その第2部14章「世界を支配しているのは誰か」の1～5節では現代におけるヨーロッパの支配性如何について、そして6～9節ではヨーロッパにおける国民国家の有り様について、さらに第2部15章「真の問題は何か」ではヨーロッパによる支配の欠如した大衆社会の問題状況について言及している。そこでここではまず、彼のヨーロッパ合衆国、すなわちヨーロッパ超国民国家による世界平和における「支配」とはいかなる意味なのか、これを追求してみよう。

(1) 支配とは何か

- ① オルテガは『大衆の反逆』の第1部で一つの歴史的時代の「内面的変化—つまり人間と人間精神の変化—」を分析した後、第2部で「必然的に精神の位置転換」をもたらす「外面的変化—つまり形式的で機械的といえる性質の変化—」、特に「権力の位置転換」について論述する。オルテガはまず「現に世界を支配しているのは誰か」という問題から始める。ここで言う「支配」とは、「物質的力の行使、物理的強制」ではなく、「権力の正常な行使」、「力を静かに行使すること」であり、それは「つねに世論に基づくもの」である。彼によれば、「世論の至上権」は「人間社会における支配という現象を生み出す根源的な力」であり、「世論の法則」とは「政治史の万有引力」である。しかも、オルテガの言う「支配とは一つ

の意見の、したがって一つの精神の優位を意味し、「支配とは、つまるところ精神力」を意味するのである。したがって「意見の支配」とは、「大部分の人間は意見を持っていない」ので、「外から圧力をかけて意見を持たせる」ことであると言う。というのは「意見がなければ、人間の共存は大混乱になる」からである。ここから「あらゆる権力の移動、つまり支配的なもののいっさいの変化は、同時に、意見の変化であり、したがって、歴史的重力の変化にほかならない」と言うのである。

- ② オルテガによれば、16世紀以来、世界を統一化、支配してきたのは、ヨーロッパ人種であり、世界はその統一的な支配のもと、「一般に『近代』と呼ばれている」単一の生の様式によって生きてきた。しかし、第一次大戦後、「ヨーロッパはもはや世界を支配していないと言われ始め」た。人々の、この認識・判断こそ、「実は権力の移行」を「予告」したものである²⁰⁾。すなわちオルテガに言わせれば、「今やヨーロッパは支配することにも、また支配を続けることにも自信を持っていない」と言うのである。つまり、「近年ヨーロッパは支配すべきかいなか、明日も支配を続けるべきかいなかについて重大な疑問を感じている」。しかも「これに対応して地球上の他の諸民族の間では、自分たちは現在誰かに支配されているのかどうかを疑うという、同じような精神状態が生まれている」とオルテガは主張する²¹⁾。そしてオルテガは、「今日の世界が呈している光景」について次のように言う。

「幼い諸民族が見せつけているうわついた光景は嘆かわしい。ヨーロッパが没

落し、したがって支配をやめたと聞くや、諸国民や、まだ国民になりきっていない諸民族は、とび跳ね身ぶりをしてみせ、逆立ちをしたり、胸を張って伸びをしたり、自分自身の運命を支配している大人の風を装ったりしている。そのため、世界のいたるところで『民族主義』が松茸のように頭をもたげているのである」²²⁾。オルテガは現代の大衆人の特徴を、「自分が凡庸だと知りながら、敢然と凡庸であることの権利を主張し」、「自分よりもすぐれた審判」を認めることを拒否していると言及した²³⁾。そこで国際世界においても、「こうしたあり方が各民族のなかで支配的」なら、「諸国民」のなかでも「やはりこの現象があらわれる」と言う。すなわち「歴史を組織してきた人類のエリートである偉大な創造的民族に向かって、断固として反逆する大衆民族」が出現して来ると言うのである。その結果、その「大衆民族」は、「数世紀にわたりその有効性と生産性を証明してきた」「ヨーロッパ文明の規範体系」を無効と宣言したが、「他の規範体系を創造する能力がない」ゆえに、「仕事も生のプログラムもない状態にとり残されて」いると言うのである²⁴⁾。

- ③ こうして、「フランス、イギリス、ドイツの三位一体」による、ヨーロッパの世界支配の没落は、「その代わりをつとめるのが誰なのか分からない」ゆえに、あらゆる国民も個人も道徳的退廃に陥っているのである。なぜなら「生きるとは何か特定のことをしなければならぬこと——一つの任務をはたすこと——である」からである。「われわれが自分の存在を何かに賭けることを回避する度合に応じて、われわれは自らの生を空洞化してい

く」。それゆえ、「世界の最良の若者たち」は、「自分が自由であると感じるあまり、束縛がないと感じるあまり、空しさを感じているのである」。本来、「支配するとは人びとに仕事を与えること、人びとをその運命のなかにその軌道のなかに入れること」、つまり、「放浪、空虚な生、悲嘆となる」「逸脱を防ぐこと」である。そこでオルテガは問うている、もしヨーロッパがこの「支配すること」をやめたとしたら、「それに代わりうる者がいるだろうか」と。オルテガに言わせれば、「ヨーロッパ的掟の2つの小片」であるが、しかし、「何ものであるかまだ完全には分かっていない」ニューヨークとモスクワは、「歴史的カムフラージュ現象」にすぎない。モスクワはまだ「若々しい民族」であり、「自己本来の掟」を持たず、マルクシズムという「ヨーロッパ的観念の皮膜」をかぶっているだけである。他方、ニューヨークもまた、ヨーロッパの発明たる「技術」という「最新の発明品でカムフラージュされた原始民族」であると彼は主張するのである²⁵⁾。

- ④ したがって、「誰が支配し、誰が服従しているかの問題が不明確である場合」、「すべての人びとが—社会生活においても個人生活においても—道徳的混乱を示し始め」るのである。そもそも「人間の生は、その本質上何かに」、一輝かしい事業の場合であれ、つつましい事業の場合であれ、すぐれた運命の場合であれ、取るに足らぬ運命の場合であれ、「賭けられていなければならない」。「生きるとは」、「私の歩みそのものでもない」し、また「私の生でもない」、「したがって生の外に、生の彼方にある」「一つの目標に向かって歩むことである」。それゆえ、

「私の生は、もし私によって何ものかに賭けられていないと、緊張や『形』を失って弛緩してしまう」のである。そして近年の生は、「献身すべき対象を持たないために、無数の生が自らの迷宮のなかでさまよい歩」くという様相を呈しているのである。「それぞれの生は、自己の手にゆだねられると、なすべき仕事がないままに自分自身のなかに留まり、うつろになっている」。こうした、「自分の生のなかだけを好きなように歩こうと決心した」生は、「どこにも到達しない」、それも、「自分自身のなかを歩き回るだけなので、自分自身のなかで迷ってしまう」のである。すなわち「エゴイズム」の「迷路」にさまよい出ることになってしまうのである。第一次大戦後、ヨーロッパ人もまた、「自己の内部に閉じこもってしまい、自分のためにも他人のためにもする仕事を持たなくなってしまった」。彼は、「一つの事業、一つの偉大な歴史的運命」のための「生のプログラム」も「支配の設計」も持ち合わせていないのである。オルテガの主張するところによれば、「偉大なる諸民族—また偉大なる人びと—の行動に純粹に利己主義的な動機だけを見ている卑俗な意見に同意すべきではない」。「偉大な民族や偉大な人物の外見上の利己主義は、自分の生を一つの事業に賭けている者が取るべき態度に不可避免的に結びついた厳しさ」なのである。しかも、この「創造的な生は、厳格な節制と、高い品位と、尊厳の意識をかきたてる絶えざる刺激を前提としている」のである。そして「創造的な生とは、活力に満ちた生であり」、「支配するか服従するか」の「二つの状況下においてのみ存在可能」なのである。ここでの「服従する」

とは「墮落」につながる「忍従すること」でなく、「支配する者を尊敬してその命令に従い、支配者と一体化し、情熱をもってその旗の下に集まること」である。そうであるにもかかわらず、ヨーロッパはその世界支配に疑惑をきたし、「地球の進むべき道」を指し示しえないのである。この「支配者の不在」状況は、旧大陸のみならず、世界全体をも「精神的無気力、知的不毛、全般的野蛮状態」に陥れているのである。それゆえにオルテガは、「西欧の魂を引きしめておくことができる」のは、「支配への夢とその夢が鼓舞する責任感から生まれる規律のみ」であると主張する。というのは、「科学、芸術、技術およびその他すべては、自分が権威者であるという自覚がかもしだす張りつめた雰囲気から生まれる」からである²⁶⁾。

- ⑤ オルテガによれば、以上のような、ヨーロッパの「否定しえない気力の低下」、あるいは「ヨーロッパの活力を否定すべくも抑圧している減退感と無力感は、今日のヨーロッパの潜在能力の大きさと、それがその中で活動しなければならぬ政治機構の大きさととの不均衡から生まれている」。「この不釣り合いな組み合わせ」は、学問や国内政治などのすべての分野に現れている。たとえば、あらゆるところで非難されている「議会の威信失墜」は、「政治的道具としての議会が有する欠点とはまったく関係なく」、「ヨーロッパ人がその道具を何に使うべきかを知らないこと」や「国民国家に対して夢を託していないこと」に由来しているのである。「ヨーロッパ人を苦しめている」、この「没落感の真の原因」は、ヨーロッパ人が彼らの「経済的、政治的、知

的計画」などの「生のさまざまな可能性や生の様式」が「彼らが閉じ込められている集団（「過去から存続している機構」）の大きさに比べて測り知れないほど大きい」と感じとり、「イギリス人、ドイツ人、フランス人であることは地方人であることにすぎない」、つまり以前に比べて「より小さくなった」と気がついたからにはかならない、とオルテガ主張するのである²⁷⁾。

(2) ヨーロッパ合衆国の展望

以上のような「支配」論を提示するオルテガは結局は、ヨーロッパ合衆国、つまりヨーロッパ超国民国家のリーダーシップが世界平和をもたらすと考えているのである。以下、ヨーロッパにおける国民国家の形成と有り方を考察しつつ、オルテガの提示する現代大衆社会と現代世界への処方箋を検討してみよう。

- ① さてオルテガは「ギリシャ・ローマ世界の受難と死」を手がかりにして、国家と国家形成の衝動を説明する。ギリシャ・ローマの人間は、「植物特有の無自覚的な鈍重さ」を特徴とした「原野」という「自然」から分離して、「無定形で無限の空間に対して閉鎖された有限の空間」、即ち「広場」、「市民的空間」（ポリス、ウルブス）を創造した。この「都市の起源」が、「市民によって構成される」レプリカ（古代ローマの都市国家）やポリティア（古代ギリシャの都市国家）になっていくのである。そしてオルテガはこの都市国家から、「国家の原理の特性」を導き出す。「国家」とは、一面においては「歴史的なもろもろの力」の「均衡状態、安定状態」、「安定し、組織された、静的な共存」である。つまり「この意味では歴史的運動の反対概念である」と主張する。

そしてこの「形成された国家」に対して、「形成途上にある国家こそ運動の原理なのである」と言う。それは、「内的共存の社会形式を否定し、新しい外的共存に適した社会形式を置き換えようとする運動である」と言う。そして「ある国家が誕生する直前の歴史的状況は」、まだ「その共同体内部の共存」と「自給自足の生活」にのみ生きていた「いくつかの小さな共同体」が他の共同体の構成員と物的知的交流を持つ「外的共存」に踏み出す時である。こうした「国家の創造」は、「大きな生の事業を試みようとする意志」に基づいて、「完全に創造の産物として」始められるのである。その結果形成された「国家」は、「人間が血縁的に帰属している生まれながらの社会から脱却しようとするときに生成し始め」、それゆえ「あらゆる自然社会の超克であり、混血的で多言語的なもの」であり、「贈物の形で人間に与えられる社会の一形式ではなく、人間が骨折って作りあげて行かねばならないもの」なのである²⁸⁾。

- ② オルテガは、「われわれはあらゆる国家の生成期のなかに、つねに一人の偉大な事業家のプロフィールを見る」ことができ、「民族の国家形成力は、その民族の持つ想像力に比例する」と言う。そのような偉大な人物として、「古代世界における最大の想像力の所有者」、「明晰なる頭脳の持ち主」たるシーザーを挙げる。オルテガの言う「真に明晰な頭脳の持ち主」とは、その明晰さをその対象自体の中に負っている、学問的次元や抽象的な事柄に対する明晰さを言うのではなく、「本質的に雑然とし」「錯綜した」、「唯一無二の」、「具体的な」「生の現実のなか」にあって正確に自分の進むべき道を知り

うる者、生の全体状況が見せる混沌の背後に各瞬間の秘められた構造を透視する者」を指すのである。これに対して、「自分の生のなかで道に迷っている」者は、「現実の、彼らの生そのものが持つ本来の姿を直視しまいとして思想を用い」、「その恐ろしい現実と対面するのがこわく、あらゆるものが明瞭に見える幻影の幕」、即ち「思想」で「その現実をおおい隠そうと努めている」。特に「自己の生と対決するのを恐れて科学に没頭している」「科学者の大部分」は、「明晰な頭脳の持ち主ではな」く、「いかなる状況を前にしても愚鈍である」とオルテガは指摘する。「明晰なる頭脳の持ち主」とは、「そうした幻影的な『思想』をふり捨て、生を直視し、生にあってはいっさいの問題を含むことを認め、自己を迷える者と自覚する者」であり、「自己の真正なる現実を発見し始め」、「その悲劇的で、切迫した、絶対的に誠実な—というのは、自分を救おうとしているのだから—まなざし」をもって、「生の混沌を秩序づけ」ようとする。オルテガは、これこそ「唯一の真実なる思想、つまり難破者の思想である」と言明する。そして「政治は科学よりもはるかに現実的である。なぜなら政治は、人間が好むと好まざるとにかかわらず、突然に投げ込まれた唯一無二の状況から成り立っているからである」。したがって「政治は、誰が明晰な頭脳の持ち主であり、誰が凡庸な頭脳の持ち主であるかを識別するのに最もよいテーマである」と述べている。そして、シーザーこそは、「人類が経験したなかで最も混沌とした時代の一つにおいて、真の現実の輪郭を見いだす才能にかけて、われわれの知るかぎり最も偉大な例である」と

言う。このシーザーは、征服の禁止と「元首」の必要性を政策とする共和主義者（保守主義者）に対して、「ローマ帝国が行ったかつての征服」という「活動的な運命をとことんまで受け入れ、今後も征服を続行する」ことを主張していた。シーザーが目論んでいたのは、「たんなる世界的王国」ではなく、「その周辺の諸州によって生きるローマ帝国」、「都市国家の決定的な超克」、「この上なく多種多様な民族が協力し、すべての民族が連帯感を持ちうる一つの国家」、「すべての要素が、国家の受動的主体であると同時に能動的主体でもあるような巨大な社会構成体」、ローマの外に「世界民主主義の行政権および代表権」を持つ「君主政体」の創造であったのである²⁹⁾。

以上のギリシャ・ローマ世界の変遷や国家形成の考察から、オルテガは国家とは、「血縁関係でもなければ、言語的統一でも、地理的統一でも、また住居の隣接関係でも」なく、「ばらばらの集団に提案された一つの共通の課題、一つの先導的な計画を前提としたもの」であり、「何よりもまず一つの行為の計画であり、協同作業のプログラム」であり、「ダイナミズムそのもの—共同で何か事業を達成しようとする意志—である」と言う。したがって「国民国家—今日、一般に国家と呼んでいるもの—は、血に基づく種族や言語、国境に代表される「自然の境界」によってではなく、それに先立つ「政治的統一」によって形成されたのである。国民国家は、「血、言語、（国境に代表される）『自然の境界』など、なんらかの物質的屬性に基礎を置いたと思われる一つの統一的共同体」であると共に、いやむしろそれ以上に「人間集団

の統一の物理的原理と思われたものをたえず乗り越えよう」とする「衝動」である。それゆえに、「われわれは国家における時の二重性—現にある統一とこれから試みようとするより包括的な統一—を把握し」なくては、「国民国家の本質を理解することができ」ないのであると言う³⁰⁾。

- ③ さらにオルテガは、「国民国家が人民投票によって成立する」というルナンの定義から、国民国家のうちにひそむ二つの本質—(1)「共通の事業による総体的な共存の計画」と(2)「心をかきたてるその計画に対する人びとの支持」とを見いだす。さらに「国民国家は、共通の過去を持つ前にその共通性を創造しなければならないのであり、しかもそれを創造する前に、共通性を夢み、欲し、計画しなければならぬ」³¹⁾。

そして「ヨーロッパにおける国民形成」が、(1)「地理的、人種的、言語的に最も近い」「諸民族を一つの政治的・精神的共同体に融合する」段階、(2)「新国家の外にいる他民族」を異邦人、敵とみなす「内部強化」の段階、(3)「昨日までは彼らの敵であった民族と一緒にするという新しい事業」によって、「完全な国内統合を達成する」段階という3つのリズムに従って行われてきたことを指摘して、「今や『ヨーロッパ人』にとって、ヨーロッパが国民国家的概念 (idea nacional) になりうる時期が到来している」と宣言する。オルテガは「西欧の国民国家 (estado nacional de Occidente) は、自己の真の本質に忠実であればある

ほど、ますますまっしぐらに巨大な大陸国家（gigantesco estado continental）へと発展して行かろう」と予言するのである。というのはヨーロッパは、西欧の諸国民国家が「ルネサンス以来活動を続けてきた場所」という「統一的風景」を持っているからである。そこでは、フランス、イギリス、スペイン、イタリア、ドイツは、「戦争も平和も、同等の立場の共存」を保持し、各国民は、「また同一の心的構造を持っており」、「宗教、科学、法律、芸術、社会的価値や愛の価値などは共通のものとなりつつある」のである³²⁾。

- ④ ところが、オルテガによれば、「世界は今日、重大なる道徳的退廃におちいつている。そしてこの退廃はさまざまな兆候のなかでも特に、途方もない大衆の反逆によって明らかに示されており、その起源はヨーロッパの道徳的退廃のなかにある」。「ヨーロッパの退廃には多くの原因があるが、その主要な原因の一つは、ヨーロッパ大陸が自己およびその他の世界の上に及ぼしていた権力が移動したことである」。つまり、「ヨーロッパは自分が支配しているかどうか確信が持てず、その他の世界は自分が支配されているかどうか確信が持てないのである。要するに、歴史的至上権が崩壊したのである」と指摘している。今日の生は、19世紀のような「絶頂の時代」の中ではなく、「歴史世界の二つの機構—過去の機構と将来の機構—の間に存在する」空白期間の中にあるのである。そして「ヨーロッパ人は、自分が一つの大きな統一的事業のなかに投げこまれているときでないと、どう生きていいのか分からない。そうした事業がない場合は、卑俗化し、無気力と

なり、魂が抜けてしまう」とオルテガは分析する。それゆえオルテガは、ソビエトの「五か年計画」というスラブ的モラルに対抗すべく、「つねに西欧の生そのものであった複数性」を効果的に存続させる「ヨーロッパ超国民国家」の樹立を目指す、「新しい生の計画」たる「西欧の新しいモラル」を高揚するのである³³⁾。

- ⑤ ヨーロッパのこうした外面的変化に対してその内面的変化としてオルテガは、「問題は、今やヨーロッパにモラルが存在しなくなったということである」と指摘する。現代は、「大衆人の生の中心がほかでもなく、いかなるモラルにも束縛されずに生きたいという願望にある」時代、「義務の遂行を成熟の日まで、永遠に来ることのない成熟の日まで延ばすことができる」「青年主義」の時代であり、「劣った者、卑俗な者があらゆる服従からの解放感を味わう」暴力と嘲笑の「恐喝の時代」なのである。オルテガは老衰する文明と曙光に包まれた文明の間の闘争という今日の危機の中における、この大衆人の生の無道徳性への信仰・信念は、近代のヨーロッパ文化・文明の根本的な欠陥から生まれていると洞察する。そして、これに対して解答するためには、今後、「人間的な生についての理論をじゅうぶんに展開」する必要があると言っている³⁴⁾。
- ⑥ 以上の状況からして、いまこそ、「ヨーロッパが決定的に道徳的退廃におちいりその歴史的エネルギーをすべて失」ってしまわないうちに、「生の新しい原理」を樹立しなくてはならないのである。オルテガは彼の提唱する「ヨーロッパ超国民国家」だけが「つねに西欧の生そのも

のであった複数性の効果的な存続」を保持し、「新しい生の計画の高揚という西欧の新しいモラル」を提供すると言うのである。それゆえオルテガは「ヨーロッパの諸国民」に「国民的な単位を超越し、国民を集団生活の最も完全な形だと考えることが時代錯誤、つまり歴史的に不可能である、と自覚」することを要請し、「ヨーロッパ諸国民を超国家的な（ウルトラ＝ナショナル）政治的統一（これは国際性（インテル＝ナシオナリダ）と呼ばれるものとは全く異質のものです）にすべく、力強い作業」の始動を要求するのである。彼は「ヨーロッパ大陸の諸民族集団」による「一大国民国家を建設する決断」のみがヨーロッパに「再び自信をとり戻」させ、「自分自身に多くの要求」を賦課し得ると主張するのである³⁵⁾。

V あとがき

オルテガの平和論が「ヨーロッパ合衆国」に行き着くとすれば、彼のそうしたヨーロッパ統合構想の法的装置は非常に複雑で、なおかつ柔軟なものとなるはずである。それはあたかも、オルテガの提唱する生・理性、歴史的理性のごとく、あらゆる場合を想定し、またあらゆる事態に柔軟に対応できる法的体系でなければならないし、またそれはポストモダンの社会や世界観にも十分に照応するものであるにちがいない。それはまた余裕と弾力性の原則を体現した複雑多岐な法体系であろうし、合理的・理性的構造でもあろう。すなわちオルテガの生・理性、歴史的理性の哲学は環境と理性から成る人間的生のみならず、大衆と選ばれた少数者より成る国民国家・国民社会、大衆民族とエリート民族から構成さ

れる文明社会・国際社会など全体社会や文明世界にも十分に対応し得る思想であるにちがいないのである³⁶⁾。

<註>

- (1) 長谷川高生：オルテガの戦争論—法的次元から文明論的次元へ—、近畿医療福祉大学紀要、11(1)、2010；Ortega y Gasset, J.: En cuanto al pacifismo... (1937), Obras Completas, Tomo IV, 289, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 木庭宏訳、平和主義考、オルテガ 随筆と翻訳、109、松籟社、2009
- (2) 長谷川高生：同上論文、25-33; Ortega y Gasset, J.: El Genio de la Guerra y la Guerra alemana (1917), Obras Completas, Tomo II, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 西澤龍生訳、戦争の天才とドイツ人の戦争、現代文明の砂漠にて、新泉社、1974
- (3) Ortega y Gasset, J.: op. cit., 287; 木庭宏訳、前掲訳書、107；木庭宏訳、平和論、同上訳書、16-32 *木庭氏は、ドイツ語訳を翻訳している。筆者はスペイン語原文を参照した。*以下、長谷川高生：前掲論文（オルテガの戦争論）33-34、2010を引用。
- (4) Ibid., 287-288; 同上訳書、107
- (5) Ibid., 289; 同上訳書、109
- (6) Ibid., 286; 同上訳書、105 *以下、長谷川高生：前掲論文（オルテガの戦争論）、34-36、2010から引用。
- (7) Ibid., 289; 同上訳書、109-110
- (8) Ibid., 290-291; 同上訳書、110-111 同上訳書、112
- (9) Ibid., 292; 同上訳書、113
- (10) Ibid., 292; 同上訳書、113
- (11) Ibid., 293-294; 同上訳書、114-116；Hernández-Rubio, J.M.: Sociología y Política en Ortega y Gasset, 181-183,

- Bosch, Barcelona, 1956
- (12) Ibid., 294; 同上訳書、116
- (13) Ibid., 294-295; 同上訳書、116-117
- (14) Ibid., 295-298; 同上訳書、118-120 * オルテガは「まさしくこの最後の点こそが、みじめな状態に置かれた現在の私たちに特別な意味をもっているのである」と指摘している。
- (15) Ibid., 297-298; 同上訳書、120-121
- (16) Ibid., 308; 同上訳書、134
- (17) Ibid., 299; 同上訳書、121-122
- (18) Ibid., 309; 同上訳書、135
- (19) Ibid., 295; 同上訳書、117
- (20) Ortega y Gasset, J.: La rebelión de las masas (1930), Obras Completas, Tomo IV, 231-234, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 桑名一博訳、大衆の反逆、179-184、白水社、1969 * 「世論」に関してはオルテガによれば、「一国民全体の考えなるものは、初歩的、無反省的、かつ無責任な力であり、おまけに惰性に流れるきらいがあるため、何の抵抗もなくあらゆる種類の策謀に影響されて」いるのであり、「それでいながら本来の意味における世論は、自国の生活について判断するときはつねに理がある—その場合、世論は自らが判断する実在と一致している」のである。というのは「世論の判断するさまざまな現実の事態は、考える主体自身に振りかかったものだからである」。これに対して「国家はそれぞれの社会内部にあって比較的『合理的な』組織体であり、そのなす行為は考慮を経たうえのものであるからである。その行為は、最低限度の思慮と責任感を欠くことのできぬ個人、つまり政治家の意志によって制御されている」。(Ortega y Gasset, J.: op. cit., 302-304; 前掲訳書(平和主義考)、127-128)

オルテガは「世論は自国の重大な出来事に関し必要最小限のオリエンテーションを欠いている、だから世論の下す判断は判断された実在と有機的即応関係をもたない、といったようなことはまずあり得ないというテーゼである」と言う。それゆえ、「たとえ世論が瑣末な錯覚や誤りをおかすことがあっても、世論が実在と一致していない、実在と有機的関係をもっていない、そのために世論は有害である、といったことは巨視的領域においてはあり得ないことなのである」。たとえば、「イギリス人が自らの国民に関わる重大問題について判断するとき、彼らは自らの身体で知り、自らの魂で体験したさまざまな事実について、いうならば自分の身体の一部であるような事実について、判断しているわけである」。「いっさいの〈理論的な〉齟齬・対立を越えた彼方で、イギリス国民に振りかかった、時に喜ばしい、時に苦々しい実際のさまざまな経験の中から一つの生きた『真実』が国民全体の中に蓄積されてゆくのである」。それゆえ世論は、「歴史的実在そのものであり、価値と力においていっさいの教条主義的思考に勝っているのである」。オルテガの見るところ、「いかなる〈世論〉にも一属性として認めねばならぬこの生きた基盤ないし真実、その本質は既述のとおり実在との一致という点にある」のである。(Ortega y Gasset, J.: op. cit., 303-304; 同上訳書、128)

しかし「ある国が他国で進行している出来事につき自己の意見を形成する場合はちょうどこれと正反対の関係が生じることとなる」。その場合、「当の意見は大部分誤り」であるとオルテガは言う。すなわち、「甲という民族は思考し意見を形成するさい、乙民族の生活経験とは違う自己自身の経験

基盤から出発する」。こうした判断の行き着く先には、「ありとあらゆる不条理」、「現実との齟齬」しか存在しないとオルテガは指摘する。これに対処するには、「十二分なオリエンテーション」で予防するしかないのであり、「体験的（真実）が存在しない、だからこれを認識の真実で代用せねばならない」とオルテガは言っている。したがって、「こんにち若干の国の世論が他国の生活に干渉するとすれば」、「それが不当なもの、毒のあるもの、好戦的気分を刺激するものである」とオルテガは主張する。というのは、「世論に諸民族間の距離的变化を斟酌する調整手段がまだ存在しないためである」。たとえば、オルテガの見るところ確かに、「イギリス人ないしアメリカ人には、スペインで生じた、あるいはこれから生じる事柄について自らの意見を形成するありとあらゆる権利が与えられている」。だがしかし、「この権利は、もしそれに付随する義務、すなわち、スペイン内戦という実際の出来事について十分な情報を得る義務を同時に引き受けなければ、不当なものとなる」のである。オルテガによれば、「この戦争の最も重要な第一章は、そもそもの発端、つまり戦争の生じた諸原因にあるのである」。(Ortega y Gasset, J.:op. cit., 303-304; 同上訳書、128-129)

オルテガによれば、「歴史にあっては」、「重要な事柄は決して唐突に生じるものではない」のである。それゆえ「イギリス人」は、「通例信じているほど事情に通じているわけ」でもなく、彼らのもつ「豊富なニュースは外面的データに基づくものに過ぎず、しかもそれらデータは細かなパースペクティブを欠いており、データとデータの間から実在の最も実質的な部分が揮発・蒸散してしまっている」のである。この

ことの最も端的な例が、「本論の出発点となったあの空前の事態、イギリス平和主義の失敗、二十年にわたるイギリス政治の失敗なのである。それは、イギリス国民が無数の外国通信を入手しながら、他国で実際に起こった事柄についてはごくわずかしら知らなかったことを、きわめてはっきりした声で物語るものなのである」。(Ortega y Gasset, J.:op. cit., 305-306; 同上訳書、130)

オルテガは以上の民族同士の世論の絡まりあいを図式的に説明してみせる。すなわち、「甲という民族が乙という民族について得る情報は、甲民族の広範部分もしくはそれ全体に或る一つの意見を生じさせる。ところがそうした情報はきわめて迅速、豊富かつ頻繁にもたらされるので、この意見は百年まえにそうであったごとく、一つの多かれ少なかれ『静観的』な地平にとどまってはならず、いやおうなくさまざまな能動的意図を帯び、ただちに干渉という性質をもつに至る。そのうえつねに、干渉を私的目的に利用しようとする策謀家が存在する」。他方、「乙民族の方も相手国のこの意見、この神経質な苛立ち、動揺などについて同じく迅速、頻繁、豊富に情報を受け取る。かくして乙民族は、他国が僭越このうえもなく侵入してきて、まるで似非（えせ）当事者であるかのごとく口出しをするといった印象を受けずにはいない。彼らの不快感は憤激にまで昂じてゆく」。というのも「乙民族は同時に、甲民族の意見が乙国で実際に起こった事実をおよそ正しく捉えていないことを認めざるをえないからである。私たちの生活へのある隣人の干渉といったことは、それだけですでに不快である。かてて加えてこの隣人が私たちの生活にまったく無知だということが明らかになれば、彼らの厚顔さは私たちを無力感の伴

う激しい怒りに陥れるのである」。(Ortega y Gasset, J.:op. cit., 305-306; 同上訳書、130-131)

それゆえ、オルテガは「外国世論が相手国の感謝を期待できるのは、偶然にも彼らの生きた真実と一致するか、あるいはそれからさほど遠く隔たっていない場合に限られる」と言っている。「誤認された実在はすべて復讐を目論むものである。歴史上の大きな破局の基因は、ほかならぬここにこそ存在する」のである。それゆえ、「国民というものが（違った形、違った理由からではあるが、個人と同様に）内面的存在であること、したがって外部からは簡単に暴くことのできぬ、さまざまな秘密の体系であることを認めようとしなければ、それはつねに破滅のもととなる」のである。オルテガは外国語を例に挙げて上記のことを説明している。「いかに熱心に学ぼうと、私たちにはある外国語を奥の奥まで知り尽くすことは事実上不可能である。こうしたことは一般によく知られるところであろう。そしてもしそうだとすれば、ある外国の政治的実在に精通するのは容易なことだ、などと考えるのは愚かしいことではあるまいか」と。それゆえ、オルテガは、「私たちの世界が構造的に変化してしまったために、乙国内で起こっている出来事に関する甲国のいかなる意見の動き（かつてそれは無害なものであったのだが）もまさしく領海侵犯になる」と言明するのである。(Ortega y Gasset, J.:op. cit., 307-308; 同上訳書、133-134)

(21) Ibid., 236; 同上訳書、187

(22) Ibid., 237; 同上訳書、189

(23) Ibid., 148, 181; 同上訳書、62, 110

(24) Ibid., 237-238; 同上訳書、189-190

(25) Ibid., 238-240; 同上訳書、189-192

(26) Ibid., 242-245; 同上訳書、196-200

(27) Ibid., 246-248; 同上訳書、202-206* 「内の距離の拡大」については、オルテガの見るところ、「商品の生産方法」や「交通手段」など、「世界の実際の技術的変貌がごく近い過去に行われたこと」によって、「最近ほどの国民も他国の出来事について実に多く実に新しい情報を時々刻々と入手できるため、自分たちは相手国の中にないしすぐその隣に住んでいるかのような錯覚にとらわれずにはいない」。別言すれば、「国際社会にとって突然地球の広さが狭まった、地球が収縮したというわけなのである」。だから「諸国民ははからずもいま、力学的な面においてたがいに接近し合ってしまったことを確認している」。しかし、「皮肉なことにそれは、ヨーロッパ民族間の精神的距離が拡大した、まさにその時点においてのことなのである」。この状況において、オルテガは「そうした遭遇に内在する危機的要因」を発見するのである。彼によれば、「人間という動物は無配慮、無造作に他の人間に近づくわけにはゆかぬもの」なのである。それゆえ「大天使のごとく気紛れなあの一獣—人間とは一般にこうしたものだ—に近づこうと思えば、いつも用心のためにさまざまな方策が必要」であり、「最もよく知られ、最も顕著な接近の技術は挨拶である」と言うのである。そして「挨拶の形式は、(まだ保留付きではあるが)おそらく人口密度、すなわち通例個人と個人とのあいだに存在する距離の如何にかかっている」と言っている。オルテガは中国人と日本人を例にあげて、「一群の蟻のごとく鼻先をくっつけて合って群棲しているこれらの民族のもとは、挨拶と社交の形式が極度に繊細・複雑な儀礼へと発展し」、「過度に接近し合った東アジアの共同生活においては、万事が危

険で他を傷付けかねない」と指摘している。それゆえオルテガの洞察するところ、「すでに二人の個人のあいだの距離的变化に右のような危険が伴っているとすれば、最近十五年ないし二十年間に諸民族のあいだで進行した、あの突然の接近現象がどれだけの危険を生じさせたかは想像に難くない」と言うのである。

オルテガによれば、こうした外的距離の縮小と内的距離の拡大の事象は国家レベルでも起こっており、「すでに幾つかの国の世論そのものが今日では他の民族の生活、時として非常に遠く離れた民族の生活にまで事実上〔de facto〕干渉している」のである。彼によれば、「世論のこうした干渉」は上述の人間間の挨拶などの場合よりも「はるかに深刻」なのである。(Ortega y Gasset, J.:op. cit., 301-303; 前掲訳書(平和主義考)、125-127)

(28) Ibid., 249-252; 同上訳書、207-211

(29) Ibid., 252-258; 同上訳書、212-220

(30) Ibid., 258-259, 262; 同上訳書、221-222, 227-228

(31) Ibid., 265-267; 同上訳書、232-236

(32) Ibid., 269-271; 同上訳書、238-241 *オルテガによれば「世界には、ヨーロッパ社会という、きわめて広い、しかも強力な社会」が存在し、それが「ヨーロッパの知的、道徳的信条」という『集团的有効性』に裏打ちされた「基盤としての秩序の上に構築」され、「地球上の他の地域にまでも波及し、そこに可能な限りの秩序をもたらし」ていた。この「ヨーロッパ的な輿論の存在」のもと、ヨーロッパの諸民族はいずれも、四世紀前から意識的に「『ヨーロッパの均衡』または balance of Power という公権力の下に存続して」きたのである。この「なんらかの形のヨーロッパ国家」、すなわち

「『物』ではなくて、均衡」という「ヨーロッパの現実」は歴史家ロバートソンに言わせれば『近代政治における最大の謎』であり、「複数性という現実に立脚している」、同質的な「力学的な統一体」なのである。(以上、長谷川高生：オルテガ国民国家論序説—オルテガによるトインビーのナショナリズム批判を手がかりにして—、教育論集、115、新東洋出版社、1997)

(33) Ibid., 271-275; 同上訳書、242-248 *オルテガの観測するところ、人類を主導してきたヨーロッパの諸国民の「減退感と無力感」は、各国民たることがヨーロッパ人たることから派生する「生のさまざまな可能性や生の様式」にはあまりに小さい、という矛盾した主観的な没落感から起こっている。だからオルテガは「現在、ヨーロッパは自己を超克することを余儀なくされている」と言うのである。そして「ある自然な幻覚作用によって、鋭敏な観察力をあまり持たない」「夕暮れ派」のヨーロッパ人とは違って、「夜明け派」のオルテガは「われわれの文明が疑わしくなってきたこと、われわれにとってすべての原則が例外なく疑問視されるようになったこと」の「悲嘆、苦痛、困窮の内部に、新しい形の人間的存在」の誕生を予感するのである。(以上、長谷川高生：前掲論文(オルテガ国民国家論序説)、115-116、1997)

(34) Ibid., 276-278; 同上訳書、249-252

(35) Ibid., 273, 275; 同上訳書、244, 245, 246, 248: Ortega y Gasset, J.:Meditación de Europa (1960), Obras Completas, Tomo IX, 265-266, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 吉田秀太郎訳、ヨーロッパ論、165、白水社、1970; 長谷川高生：前掲論文(オルテガ国民国家論序説)、116-117、1997から引用。*さらにまた世界中で現在、「『ナ

シヨナリズム』的爆発」が発生しているの
である。イギリスの歴史家トインビーと同じくオルテガもナシヨナリズム(国家主義)
を否定するが、その観点はかなり異なっている。彼によれば「二世紀にわたって平穩
に過ごしてきた国民意識」が「民主主義の
到来によって、すなわち、十九世紀の初頭
以来」、「大衆を酔わせるためにすべてを極
端化する」無責任な政治扇動家により、い
つのか「政治的なプログラム」、「単
なる主義-ismo」としての「ナシヨナリ
ズム」にすり替えられてしまったと言う。オ
ルテガが洞察するところ国家主義とは「す
でに老衰した原理」の「人為的」「強化」
であり、「すべて袋小路」につながっている。
国内強化の時代には「積極的な価値」
と「一つの高度な規範」を有していた国家
主義も、現今のヨーロッパにおいては「新
しい物を発明する義務と偉大な事業に参加
する義務を逃避する口実にすぎない」。し
たがって国家主義は、オルテガの言う「国
民国家形成の原理と反対の方向を旨とする衝
動」であり、「歴史的創造とは反対のもの」
なのである。オルテガは「国家主義が排他
的であるのに対し、国民国家主義は包含的
である」と言っている。(以上、長谷川高
生：前掲論文(オルテガ国民国家論序説)、
115-116、1997)

- (36) Raley, H.C.: José Ortega y Gasset,
Philosopher of European Unity, 185-186,
the University of Alabama Press, 1971 :
遠藤乾編：【原典】ヨーロッパ統合史 資料
と解説、88-90、名古屋大学出版会、2008